三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、旭川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道空知郡上富良野町・宗谷郡猿払村（以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、旭川市・名寄市・夕張郡栗山町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

猿払村

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上川町・美瑛町・旭川市・空知郡中富良野町（以上一市三町について次の図に示す部分に限る。）、網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津別町（次の図に示す部分に限る。）、河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上士幌町・中川郡豊頃町・十勝郡浦幌町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上川町・津別町・豊頃町・浦幌町（以上四町について次の図に示す部分に限る。）、旭川市、美瑛町、上士幌町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道旭川市・網走郡津別町・河東郡上士幌町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町・勇払郡むかわ町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

むかわ町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

津別町（次の図に示す部分に限る。）、礼文町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町・恵庭市（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

当別町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町・沙流郡日高町・平取町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・平取町・札幌市・中川郡幕別町・十勝郡浦幌町（以上一市四町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

平取町・幕別町・浦幌町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）、札幌市、利尻富士町、日高町